

2 住宅設備

種 目	対 象 者		性 能 等	耐用 年月	基準額 (円)
	年 齢	等 級 等			
小規模改修	65歳未満	1 身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が3級以上の身体障害者(児) 2 補装具費として車椅子費用の給付を受けた内部障害者(特殊便器への取替えについては、身体障害者手帳の上肢の等級が2級以上の身体障害者(児)) 3 下肢又は体幹に障害がある難病患者	—	—	200,000
中規模改修	65歳未満	1 身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が3級以上の身体障害者(児) 2 補装具費として車椅子費用の給付を受けた内部障害者(特殊便器への取替えについては、身体障害者手帳の上肢の等級が2級以上の身体障害者(児)) 3 下肢又は体幹に障害がある難病患者	—	—	641,000
屋内移動設備	原則学齢児童以上	1 身体障害者手帳の上肢、下肢又は体幹の等級が1級で歩行ができない状態の身体障害者(児) 2 補装具費として車椅子費用の給付を受けた内部障害者 3 下肢又は体幹機能に障害がある難病患者	障害者が住宅内で容易に移動できるためのもの(家屋の新築・改築時に備え付ける場合も給付の対象とする。)	—	機器本体及び 付属器具 979,000 設置費 353,000
階段昇降機	原則学齢児童以上	1 身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が1級又は2級の身体障害者(児) 2 補装具費として車椅子費用の給付を受けた内部障害者 3 下肢又は体幹機能に障害がある難病患者	直線又は曲線の階段を椅子に座り、ボタンの操作で自動的に階段を昇降できるもの(家屋の新築・改築時に備え付ける場合も給付の対象とする。)	—	直線 876,000 曲線 1,854,000

備考

- 小規模改修の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる改修を伴う手すり等の用具の購入費及び改修工事費とする。
 - 手すりの取付け
 - 段差の解消
 - すべり防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - 引き戸等への扉の取替え
 - 洋式便器等への便器の取替え
 - (1)から(5)までに掲げる改修に附帯して必要となるもの
- 中規模改修の対象となる住宅改修の範囲は、玄関等の住宅設備の改修を伴うものとして区長が認める用具の購入費及び改修工事費とする。
- 住宅設備改善費の支給に当たっては、小規模改修を優先的に支給し、なお足りない場合に中規模改修を適用するものとする。
- 住宅設備改善に係る種目については、再支給することができない。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。